

# 訪問介護事業者 マザリーホーム光風台

## 重要事項説明書

### 1 (事業者が提供するサービスについての相談窓口)

利用者へ提供するサービスを担当するサービス提供責任者は、次のとおりです。ご不明な点やご要望がありましたら、何でもお申出ください。

電話番号	電話 095-850-0518 (受付時間: 9:00~17:00)
担当者	サービス提供責任者: 山口 佳永子

### 2 (訪問介護事業者 (法人) の概要)

名称・法人種別	医療法人 恵会
設立年月	平成4年10月
代表者名	理事長 中里 和子
所在地・連絡先	(住所) 長崎県長崎市鳴見台2丁目45番20号 (電話) 095-850-0001 (FAX) 095-850-1010
法人の行う他の業務	医療事業

### 3 (事業者の概要)

#### (1) サービス提供事業者名及び事業者番号

事業者名	医療法人 恵会 訪問介護事業者 マザリーホーム光風台
開設年月日	平成25年1月23日
所在地・連絡先	(住所) 長崎県長崎市鳴見台2丁目45番20号 (電話) 095-850-0518 (FAX) 095-850-0538
事業者番号	第4270109244号
管理者の氏名	中村 洋一郎
サービスを提供する地域	長崎市鳴見台1丁目、長崎市鳴見台2丁目

#### (2) 事業者の職員体制

従業員の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後の 人数 (人)
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
管理者	1	1		1
サービス提供責任者	1	1		1
訪問介護 職員	介護福祉士	10	1	
	実務者研修	1		
	2級ヘルパー	1	1	

※2025年4月1日現在

#### (3) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から日曜日	9:00~17:00

※但し、24時間対応可能

### 4 (事業の目的・運営方針)

#### (1) 事業の目的

医療法人 恵会 (以下「法人」という。) が開設する医療法人 恵会 マザリーホーム光風台 (以下「事業者」という。) が行う指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護福祉士又は訪

問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

## (2) 運営方針

1. 事業者の訪問介護員等は、その要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係行政機関、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 5 (利用料金)

(1) 別紙料金表に記載しております。

### (2) 支払い方法

自動口座引き落とし（ご指定の金融口座から毎月 26 日に引き落とします。）

## 6 (サービスの中止)

(1) 利用者の都合によりサービスの利用を中止（キャンセル）する場合は、速やかに次の連絡先（又はサービス提供責任者の連絡先）までご連絡ください。

連絡先 : 訪問介護事業者 マザリーホーム光風台 電話 095-850-0518

サービス提供責任者：山口

(2) 利用予定日の直前にキャンセルする場合は事業所へご連絡ください。

また、前日キャンセルの連絡も前日の 18 時までに事業所へご連絡下さい。

## 7 (提供するサービス内容)

利用者に提供するサービスは次のとおりです。

### (1) 訪問介護概要

「訪問介護」は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等の相談及び助言その他、利用者の必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。

なお、「訪問介護」は、サービスの内容により、「身体介護が中心である場合（身体介護中心型）」、「生活援助が中心の場合（生活援助中心型）」の 2 つに区分されます。それぞれの内容は、次のとおりです。

#### 1) 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助ならびに利用者の日常生活を営むのに必要な機能向上等のための介助及び専門的な援助を行います。

(例) 排泄・食事介助・清拭・入浴・身体整容、体位変換、移動、移乗介助、外出・通院介助、起床及び就寝介助、服薬介助、自立生活支援のための見守りの援助 等

#### 2) 生活援助

家事を行うことが困難である利用者に対して、家事の援助を行います。

(例) 掃除、洗濯、ベットメイク、整理、被服の補修、布団干し、一般的な調理、配下膳、買い物、薬の受け取り 等

### (2) 訪問介護計画の作成

1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画（サービス計画）を作成します。

2) 前項の訪問介護計画は、すでに居宅介護計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければなりません。

3) サービス提供責任者は、1) の訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族に内容を説明しなければなりません。

4) サービス提供責任者は、訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとします。

## 8 (サービスの利用方法)

### (1) サービスの利用開始

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出があれば、いつでも解約できます。
- ②事業者の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日以上前までに文書で通知します。

③自動終了

以下の場合、双方の文書が無くとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が介護保険の非該当又は要支援と認定された場合。
- ・利用者が亡くなられた場合、又は被保険者資格を喪失された場合。

④その他

利用者やご家族の方等が、事業者や事業者の使用する者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により即座にサービスを終了させていただく場合があります。

9 (契約の終了と自動更新について)

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。但し、有効期間の満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合は、この契約は次の要介護認定の有効期間まで自動的に更新されます。

10 (苦情相談窓口)

(1) 苦情相談窓口

事業者が提供するサービスに関する相談や苦情は、下記の窓口で受け付けます。

窓口設置場所	訪問介護事業者マザリーホーム光風台
担当者	山口 佳永子
連絡先 (電話番号)	095-850-0518

(2) 事業者に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先 (電話番号)
長崎市高齢者すこやか支援課	095-829-1146
長崎県国民健康保険団体連合会	095-826-1599

11 (損害賠償について)

事業者が利用者に対して賠償すべき問題が起こった場合は契約書の本文第16条に基づき、事業者は金銭等により賠償いたします。

事業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名

株式会社 損害保険ジャパン 「居宅サービス事業者 賠償責任保険」

○保険の内容

居宅介護事業者が行う居宅介護サービス・居宅介護支援サービス

○賠償できる事項

1. 事業者の活動の遂行中、又は遂行の結果（飲食物の提供を含む）に起因する対人・対物事故
2. ケアマネジャーが行うケアプラン作成・訪問調査等に起因する対人・対物事故を伴わない純粹経済損害
3. 名誉毀損、秘密漏洩等による損害
4. 他人から借用した財物の損害
5. 介護サービス対象者から支給された財物の損害

○賠償できない事項

1. 保険契約者・被保険者の故意に起因する事故
2. 戦争、変乱、暴動、労働争議等に起因する事故
3. 地震、噴火、津波、洪水等の天災に起因する事故
4. 契約等により加重された責任に起因する事故
5. 排水又は排気（煙を含む）に起因する事故
6. 医療業務（診療・治療・看護・疾病予防等）、医薬品の調剤、鍼灸、マッサージ、リハビリテーション等、専門資格を要する業務に起因する事故

7. 自動車・航空機・昇降機等の所有・使用・管理に起因する事故
8. 施設の修理、改造等の工事に起因する事故
9. 介護施設で発生した介護サービス対象者以外に対する賠償事故
10. 介護サービス対象者の財物の盗難・紛失

#### 12 (緊急時等における対応方法)

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

#### 13 (サービス利用に当たっての留意点)

サービス利用に当たって利用者に注意していただきたいことは下記の通りです。

- (1) ヘルパーは次の業務はできないので、ご了解願います。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 金銭等の取り扱い
  - ③ 家族の方に対する食事の準備
- (2) ヘルパーに対し、贈り物、飲食物等の提供は、固くお断りいたします。
- (3) 体調の変化等でサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業者又は訪問介護事業所の担当者までご連絡ください。

※ 6「サービスの中止」参照

#### 14 (重要事項説明書の変更)

重要事項の内容を変更する場合、事業者は利用者とその旨をお伝えします。変更する際は、あらかじめ書面にてお伝えし同意を得ることに専念します。

次に掲げる事業者は訪問介護サービスの提供開始に当たり、利用者及びそのご家族等に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

〈事業者〉

事業の種類 訪問介護 介護予防訪問介護相当サービス  
住 所 長崎県長崎市鳴見台2丁目45-20  
事業所名 医療法人 恵会 訪問介護事業者 マザリーホーム光風台  
代表者氏名 管理者 中村 洋一郎  
説明者氏名 \_\_\_\_\_

契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要な説明を受けました。その上で、貴事業所が提供する訪問介護サービスを利用します。又、訪問介護サービス提供における個人情報の使用について同意しました。

年 月 日

〈ご利用者〉

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代 筆 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

〈ご家族、代理人、立会人〉

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_